

昭和二十八年二月二十日受領
答 弁 第 二 四 号

(質問の 二四)

内閣衆質第二四号

昭和二十八年二月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員並木芳雄君提出東村山町に結核病院建設の計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出東村山町に結核病院建設の計画に関する質問に対する答弁書

- 一 非現業共済組合連合会は、国家公務員共済組合法に基いて政府職員の厚生施設の設置運営を行つているのであるが、政府職員の健康の現状からして病院設置が急務とされているのでかねてより物色中であつたが、たまたま東京都北多摩郡東村山町に元陸軍少年通信学校跡に土地一五七、六七一坪、建物延一、三二四坪の国有財産未処分ものがあつたので、その内土地四八、六七五坪、建物延四、三九四坪を同連合会に貸し付けたもので、非現業共済組合連合会としては、第一期計画として既存建物を補修して五〇〇床を、第二期計画として新築を含め五〇〇床 計一、〇〇〇床の整備をすべく準備を進めている。
- 二 この病院は、総合病院であるが、結核患者も収容するもので病院の管理に当つては、医学的にも万全を期し地元町の発展又は地元民の衛生にも寄与することとしているのであるから中止することは考えていない。

右答弁する。